

諏訪市からのお知らせ



# 揚水井戸の所有者の方、揚水井戸の設置をお考えの方へ 揚水井戸に関する規制の変更について

～水資源保全のためにご協力をお願いします～

## はじめに

長野県は、県土の8割が森林です。森林に貯えられた水は生活や産業などにとって大切な資源ですが、世界ではその重要性に注目が集まっており、国内でも、水源林の獲得とみられる海外企業等による土地取引が発生しています。



湧水の調査

そのような中、水循環基本法、長野県豊かな水資源の保全に関する条例では、水資源は公共性の高い国民・県民共有の貴重な財産であり、将来にわたり豊かな恵みを楽しむことができるよう推進されなければならない、とされています。

このため、諏訪市は水資源（地下水）の保全策を検討してきましたが、市環境審議会から保全策に関する答申を受け、諏訪市自然環境保護条例及び同施行規則の改正を行い、**揚水井戸の設置と使用について規制の変更を行います。揚水井戸の所有者の方と設置をお考えの方はご協力をお願いいたします。**



市内の湧水

## 規制変更の概要



井戸水の調査

今までは、山地部で揚水井戸の設置に係る届出と揚水量の制限についての規制を設けていましたが、調査により山地部、山裾部、平地部で異なる地下水の流れが形成されていることが判明し、井戸や湧水がある山裾部と平地部においても水資源保全の必要性が明らかになりました。

そこで、**2019年6月1日から規制対象を市内全域に変更し、3種類の地域に区分して、各地域の揚水井戸について、右のと通りの規制を実施いたします。**

- (A) 設置に係る届出
- (B) 揚水量の制限
- (C) 離隔規制
- (D) 揚水中止
- (E) 水量計の設置
- (F) 揚水量の報告

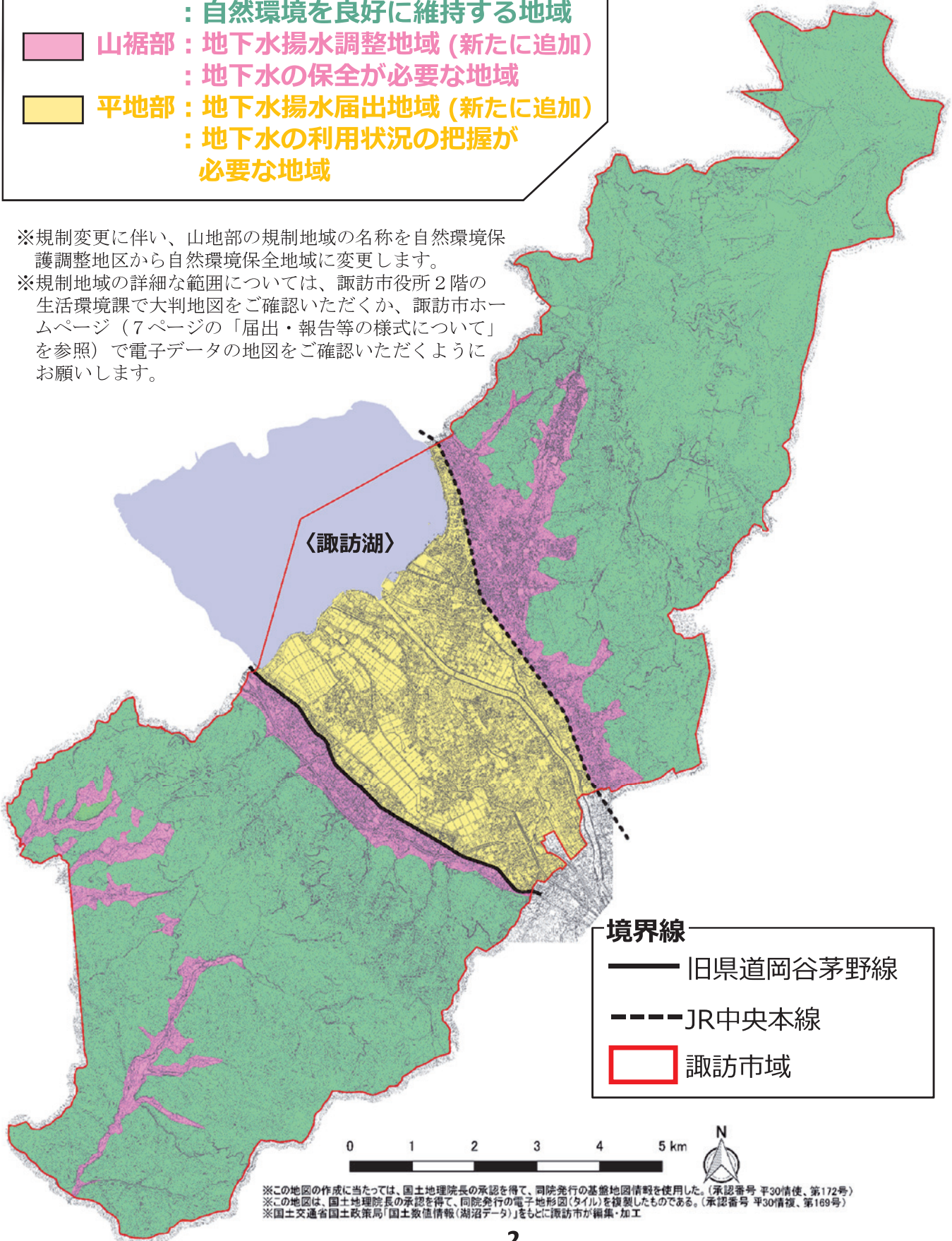
規制地域の区分と範囲、各規制地域に適用される規制とその内容などについては、2ページ以降をご確認ください。

# 規制地域の区分と範囲について

## 規制地域の区分

- 山地部**：自然環境保全地域  
(旧自然環境保護調整地区)  
：自然環境を良好に維持する地域
- 山裾部**：地下水揚水調整地域 (新たに追加)  
：地下水の保全が必要な地域
- 平地部**：地下水揚水届出地域 (新たに追加)  
：地下水の利用状況の把握が  
必要な地域

※規制変更に伴い、山地部の規制地域の名称を自然環境保護調整地区から自然環境保全地域に変更します。  
 ※規制地域の詳細な範囲については、諏訪市役所2階の生活環境課で大判地図をご確認いただくか、諏訪市ホームページ（7ページの「届出・報告等の様式について」を参照）で電子データの地図をご確認いただくようお願いいたします。



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第172号)  
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第169号)  
 ※国土交通省国土政策局「国土数値情報(湖沼データ)」をもとに諏訪市が編集・加工

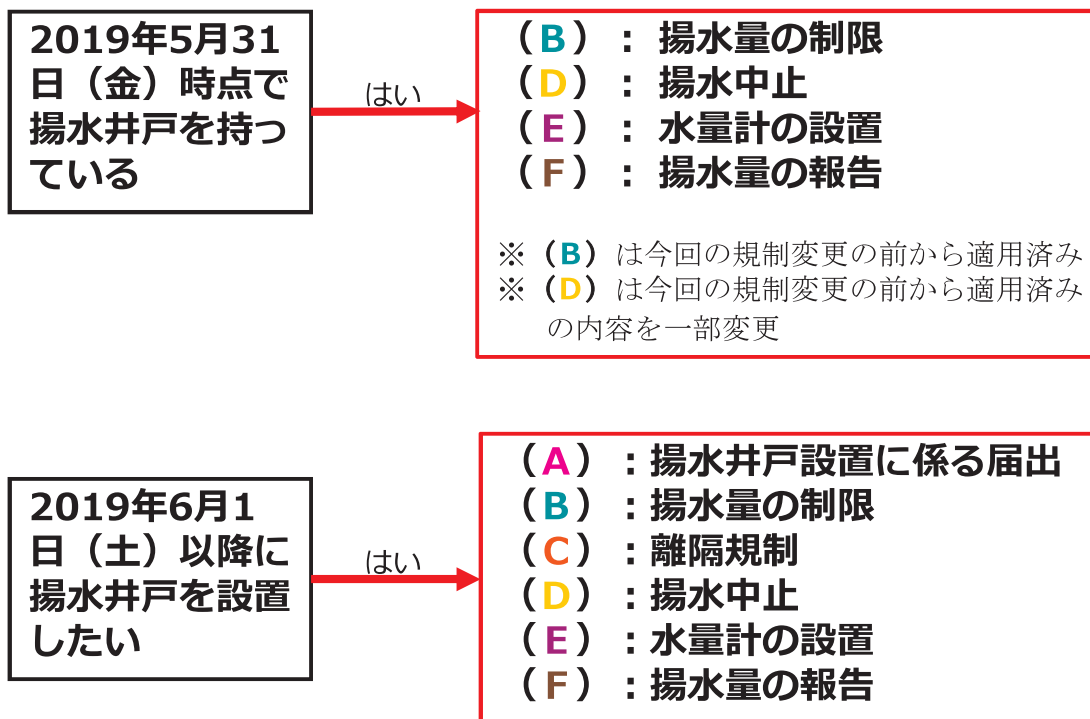


## 各規制地域に適用される規制について

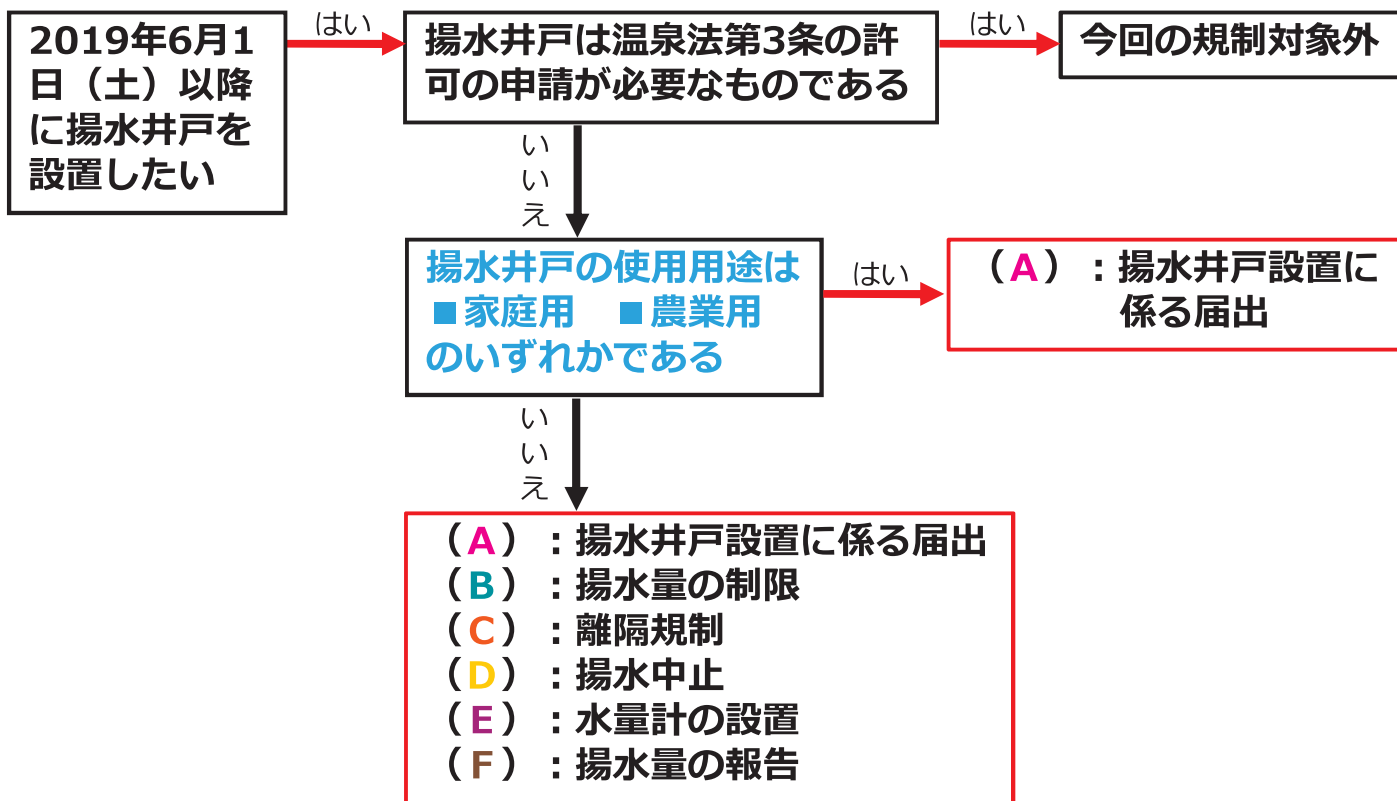
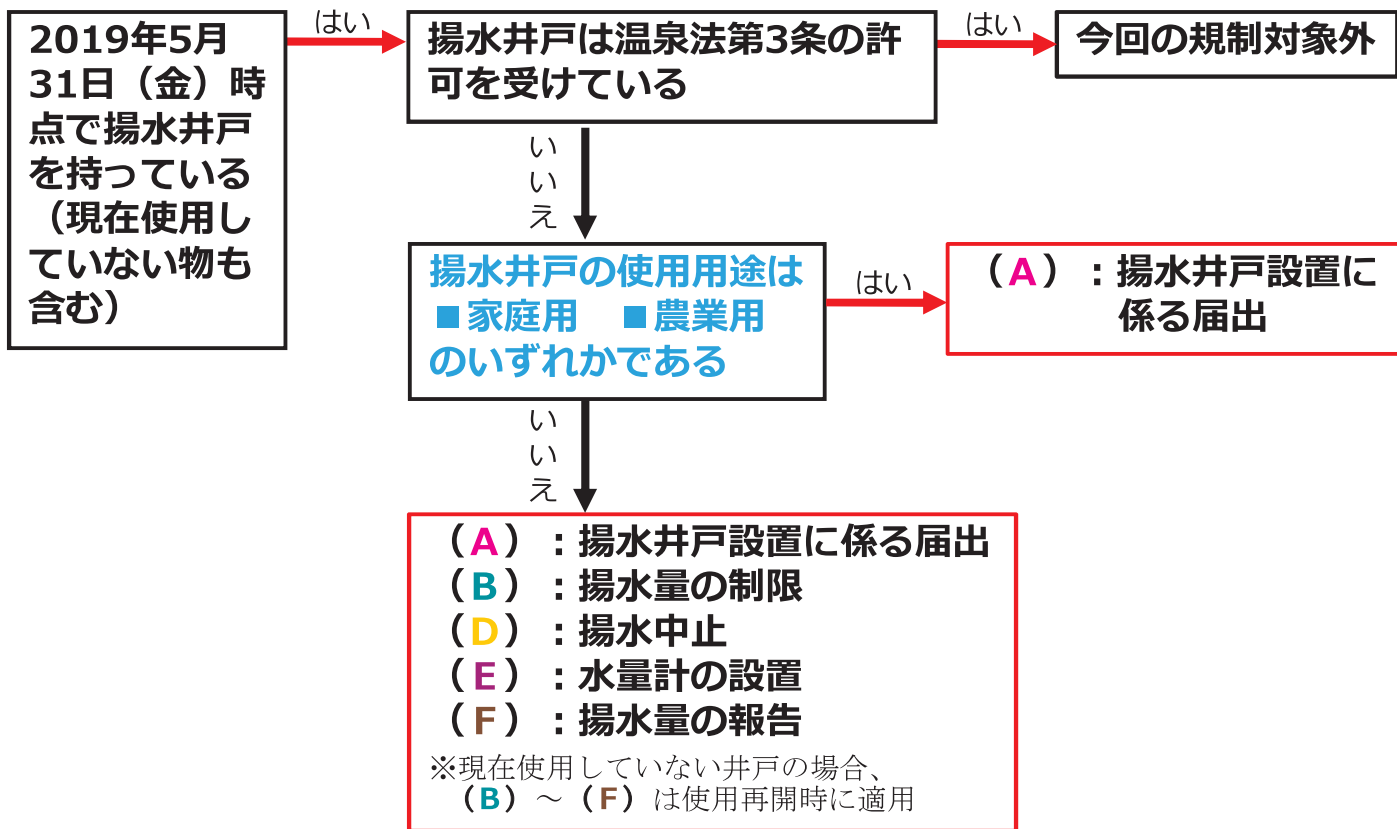
揚水井戸の所有者の方、揚水井戸の設置をお考えの方は、3～5ページの各規制地域別の対応フローに基づき、下表（A）から（F）の規制内容の遵守をお願いします。各規制内容の詳細については、下表の参照ページをご覧ください。

記号	規制内容	参照ページ
(A)	揚水井戸設置に係る届出	6ページ
(B)	揚水量の制限	6ページ
(C)	離隔規制	6ページ
(D)	揚水中止	7ページ
(E)	水量計の設置	7ページ
(F)	揚水量の報告	7ページ

### 山地部（自然環境保全地域）の対応フローと規制内容

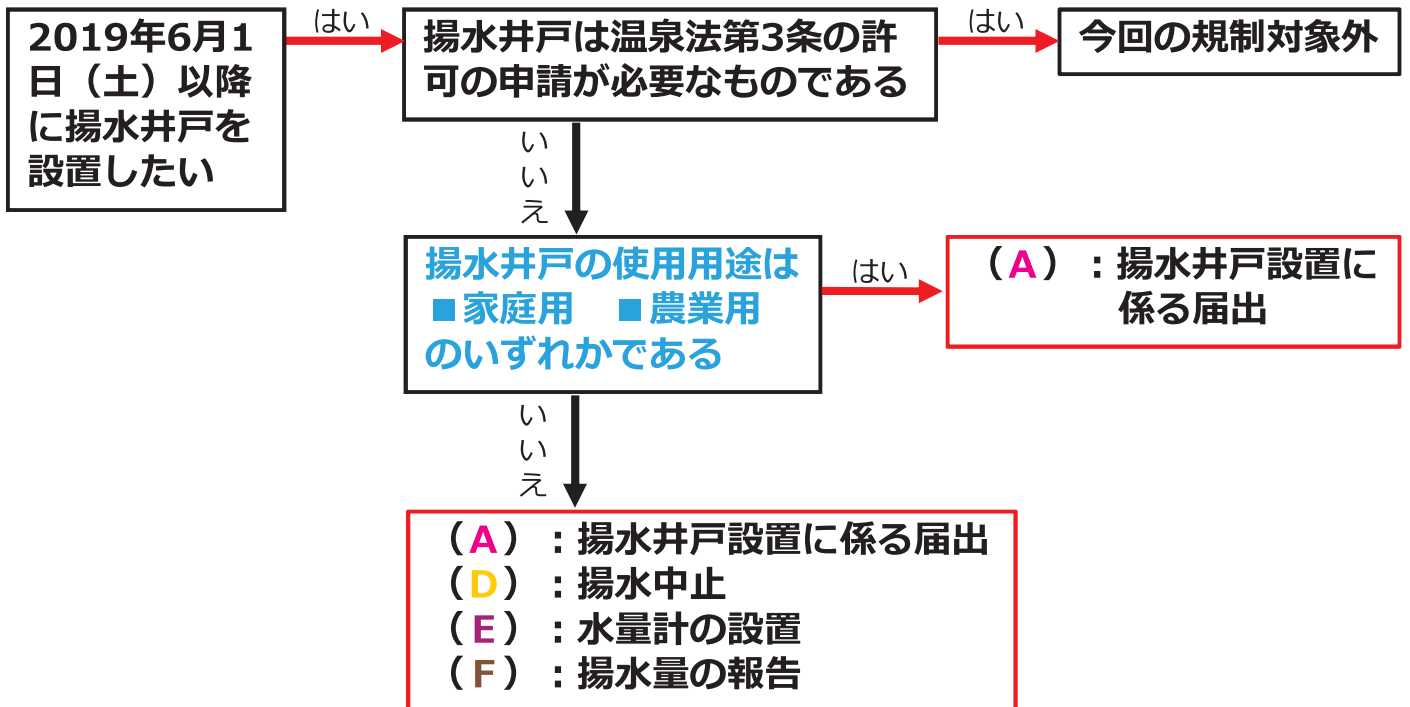
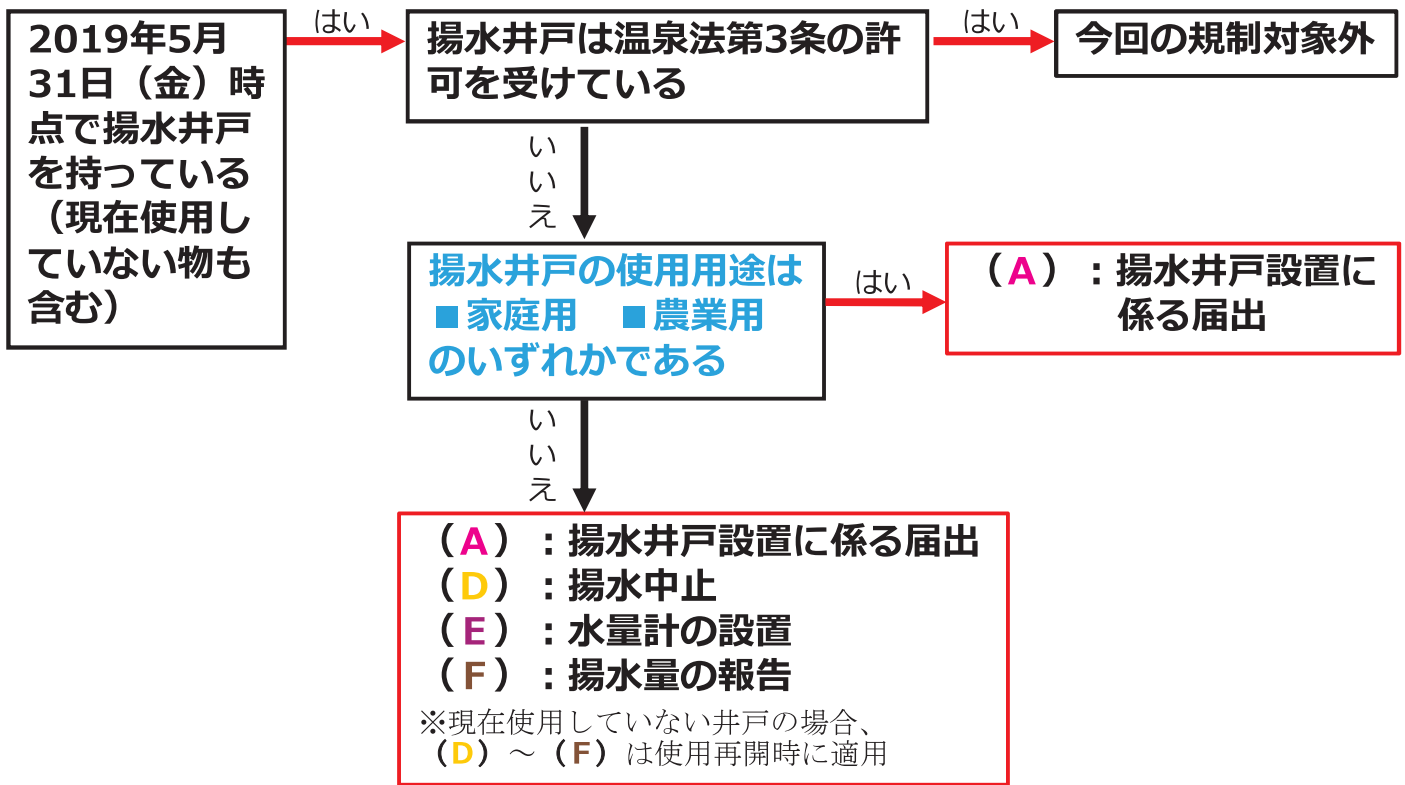


## 山裾部（地下水揚水調整地域）の対応フローと規制内容



【注意】 揚水井戸の使用用途の家庭用、農業用の内容については次のとおりとします  
家庭用：日常生活で家庭用に使用するもの 農業用：田畑等の農業用に使用するもの

## 平地部（地下水揚水届出地域）の対応フローと規制内容



【注意】 揚水井戸の使用用途の家庭用、農業用の内容については次のとおりとします  
 家庭用：日常生活で家庭用に使用するもの 農業用：田畑等の農業用に使用するもの

## 規制内容の詳細について

各規制内容の詳細は、(A) から (F) の記載のとおりですので、遵守をお願いします。

### (A) 揚水井戸設置に係る届出

■ 下表に該当する届出をしてください。

届出対象	届出期限・様式
2019年5月31日（金）時点で既に揚水井戸を所有している場合	届出期限：2019年7月30日（火） 届出様式：揚水井戸設置完了届
2019年5月31日（金）時点で揚水井戸の設置工事に着手している場合	届出期限：2019年7月30日（火） 届出様式：揚水井戸設置届
2019年6月1日（土）以降に新規で揚水井戸の設置を行う場合	届出期限：設置工事の60日前まで 届出様式：揚水井戸設置届
揚水井戸設置届の内容を変更する場合	届出期限：変更する際は直ちに 届出様式：揚水井戸設置変更届
揚水井戸の設置が完了した場合	届出期限：設置完了日から15日以内 届出様式：揚水井戸設置完了届

### (B) 揚水量の制限

■ 揚水量は限界揚水量（※1）の70%以下にしてください。

■ 2019年5月31日（金）時点で既に設置されている山裾部（地下水揚水調整地域）の揚水井戸のうち、揚水試験（※2）を行っていない又は揚水試験の結果が残っていない井戸については適用が除外されます。

（※1）これ以上揚水量を増やすと急激に水位が降下し、井戸に障害を起こすことが考えられる揚水量のこと。揚水試験の結果から算出する。

（※2）井戸の性能（湧水能力）等を求める目的で行い、予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験等からなる。

### (C) 離隔規制

■ 2019年6月1日（土）以降に揚水井戸を設置しようとする場合は、あらかじめ、設置しようとする地点から半径200m以内に存在する揚水井戸、湧水及び水道水源（以下「既存揚水井戸等」）に、揚水井戸の設置による地下水の揚水が及ぼす影響を調査し、調査結果を既存揚水井戸等の所有者又は管理者に説明した上で、同意を得てください。

## (D) 揚水中止

- 揚水井戸の設置による影響が想定される範囲の表流水又は既存揚水井戸等に水量の著しい減少が生じた場合は、直ちに原因の調査を行ってください。
- 調査の結果、原因が揚水井戸の設置によるものであることを確認した場合は、直ちに揚水を中止してください。

## (E) 水量計の設置

- 揚水井戸に揚水量を計測するための水量計を設置してください。井戸を使用していない場合には、使用を再開する時点で設置してください。
- 2019年5月31日（金）時点で既に設置されている揚水井戸については、月別の揚水量を把握できる代替の方法（※3）がある場合には設置不要です。

（※3）例1：単位時間あたりの揚水量（ $\text{m}^3/\text{時間}$ ）×ポンプの運転時間（時間/月）

例2：月別の出荷量（ $\text{m}^3/\text{月}$ ）×井戸水使用割合（%） など

## (F) 揚水量の報告

- 年1回、揚水井戸の月別の揚水量の報告をしてください。井戸を使用していない場合には、使用を再開した後から報告をしてください。
- 報告様式は揚水量報告書です。

## 届出・報告等の様式について

各種様式は、諏訪市役所2階の生活環境課でお配りしているほか、諏訪市ホームページ（※4）から電子データのダウンロードも可能です。

（※4）トップページ（<http://www.city.suwa.lg.jp>）のサイト内検索で「自然環境保全」で検索し、諏訪市自然環境保全条例の届出のページ

## 条例及び施行規則の名称変更について

規制変更に伴い、条例及び施行規則の名称を、諏訪市自然環境保護条例及び同施行規則から諏訪市自然環境保全条例及び同施行規則に変更します。

## 違反に対する罰則について

規制内容に違反すると、罰則の対象となる場合もありますので、遵守していただくようお願いいたします。

## 水資源保全策に関する諏訪市の取組経過

年度	日時	取組内容
H27		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水資源利用状況等基礎調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の地下水の利用実態、地質的特徴の把握</li> </ul> </li> </ul>
H28		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水循環機構解析に向けた基礎調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人信州大学山岳科学研究所との共同研究</li> </ul> </li> <li>■ 水循環機構解析調査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湧水、河川の現地踏査、水循環経路の推定</li> </ul> </li> </ul>
H29		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水資源保全策総合解析                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体の規制状況の整理、分析</li> <li>・ 水資源の現状と水資源保全策の総合解析</li> </ul> </li> </ul>
	9月14日	■ 自然環境保護条例による水資源保全策の妥当性及び今後のあり方について、市長から市環境審議会へ諮問
	10月16日 10月31日 11月10日	■ 市環境審議会にて諮問内容について審議
	2月15日～ 3月16日	■ 市環境審議会の審議結果による規制変更素案についてのパブリックコメント
H30	4月11日	■ 市環境審議会にて諮問内容について審議
	5月9日	■ 市環境審議会から市長へ答申
	11月20日 2月13日	■ 市環境審議会にて規制変更の周知方法等について審議
	3月14日	■ 市議会にて議案第18号 諏訪市自然環境保護条例の一部改正について可決



2019年4月1日発行

【問い合わせ先】  
 諏訪市生活環境課  
 環境保全自然エネルギー推進係  
 TEL :0266-52-4141(内線214,215)  
 Mail :kankyou@city.suwa.lg.jp